

答申第 743 号

令和 2 年 2 月 21 日

神奈川県公安委員会
委員長 草壁 悟朗 様

神奈川県情報公開審査会
会 長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 2 月 16 日付けで諮問された特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件（その 12）（諮問第 796 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、公開請求の対象となる文書として、後記2(2)において「本件行政文書」と総称する一連の文書を対象文書として特定し、その一部を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、平成28年9月29日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行い、さらに同年11月16日付けで、同条第5項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った。その後、実施機関は、平成29年9月19日付けで、接続変更連絡票（以下「甲文書」という。）、持出用パソコン接続変更連絡票（以下「乙文書」という。）、電子計算機持出簿（以下「丙文書」という。）、デジタルカメラ等点検実施表（以下「丁文書」という。）、デジタルカメラ等使用簿（以下「戊文書」という。）及び個人情報出力資料作成依頼書（以下「己文書」といい、甲文書から己文書までを「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、次のとおり、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 甲文書、乙文書及び己文書に記載された警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影（以下「警部補以下氏名等」と総称する。）については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、警察電話の内線番号及び公用携帯電話番号（以下「本件警電番号等」と総称する。）については、公開することにより、警察の通信事務に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に非公開とした。

イ 甲文書に記載された「接続を変更する端末」欄中「現在の接続所属」欄及び「変更先の接続所属」欄並びに乙文書に記載された「現接続所属」欄、「接続変更先」欄、「接続目的」欄、「接続する機器の管理コード」欄及び「処理結果」欄（以下「本件接続先情報」と総称する。）のIPアドレスについては、情報セキュリティ対策事務に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第5条第4号柱書を理由に非公開とした。

ウ 丙文書に記載された警部補以下の階級にある届出者の氏名（以下

「本件届出者氏名」という。)については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、警部補以下の階級にある持出者の氏名(以下「本件持出者氏名」という。)については、同号本文に加えて、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に、警部以上の階級にある持出者の氏名(以下「本件警部以上氏名」という。)についても犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に非公開とした。

エ 戊文書に記載された警部補以下の階級にある使用者の氏名(以下「本件使用者氏名」という。)については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるとして条例第5条第1号本文を理由としたことに加えて、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に、「持出先」欄に記載された持出先(以下「本件持出先情報」という。)についても犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に非公開とした。

オ 己文書に記載された「氏名照会」欄及び「車両番号照会」欄(以下「本件照会内容」と総称する。)については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるとして条例第5条第1号本文を理由としたことに加えて、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に、「照会の種類」欄及び「検索期間」欄(以下「本件照会種類等」と総称する。)についても犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に非公開とした。

カ 丁文書には非公開とした部分はない。

(3) 審査請求人は、平成29年10月17日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分について、その取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察官の印影

警部補以下の階級にある警察官の印影は、名字のみが記されたものであることから特定の個人を識別することはできず、条例第5条第1号本文に該当しない。

イ 本件照会内容

本件照会内容に係る特定事件の被疑者（以下「本件被疑者」という。）の氏名は公表されており、車両番号照会が本件被疑者の自動車のナンバーであれば、可能な限り公開すべきである。

よって、条例第5条第1号本文には該当しない。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 本件警電番号等

本件警電番号等に関する実施機関の弁明は、司法警察活動に関するものであり、行政警察活動に関する電話番号である本件警電番号等には、当てはまらないものである。

よって、本件警電番号等は、条例第5条第4号柱書には該当しない。

イ 本件接続先情報

本件接続先情報を公開する程度では、県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。

物品、財産等の管理に関する情報は、その使用等の行為が物品、財産等の管理という財務会計上の行為若しくは物品、財産等の管理を怠る事実として監査請求及び住民訴訟の対象となるものだから、当然に公開情報として取り扱われるべきである。

よって、本件接続先情報は、条例第5条第4号柱書には該当しない。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 本件警部以上氏名

本件警部以上氏名は、条例第5条第1号ただし書イに該当する。具体的に事件関係者等から当該取調官に対する報復等が行われようとしている訳ではない場合には、同条第6号には該当しない。

イ 本件持出先情報

本件持出先情報を公開する程度では、公訴の維持等に重大な支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。

物品、財産等の管理に関する情報は、その使用等の行為が物品、財産等の管理という財務会計上の行為若しくは物品、財産等の管理を怠る事実として監査請求及び住民訴訟の対象となるものだから、当然に公開情報として取り扱われるべきである。

よって、本件持出先情報は、条例第5条第6号には該当しない。

ウ 本件照会内容

本件照会内容の本件被疑者の氏名は公表されており、車両番号照会が本件被疑者の自動車のナンバーであれば、可能な限り公開すべきである。

よって、本件照会内容は、条例第5条第6号には該当しない。

エ 本件照会種類等

本件照会種類等を公開するだけでは、今後の捜査に支障を及ぼすおそれがあるとは言えないため、条例第5条第6号に該当しない。一般に捜査のために期間を設定して照会をかけることは、想定された捜査手法であり、社会的にも認知されている。

照会方法のうちどれを用いたかが明らかになっても実施機関が表明するおそれが現実になるとは言えない。

よって、本件照会種類等は、同条第6号には該当しない。

(4) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性に鑑みれば、本件処分において非公開とされたすべての情報（以下「本件非公開情報」という。）は、公開されるべきである。

(5) 請求対象外について

請求対象外とした情報が、本件請求とは別件で使用等されたのであれば、無関係である旨を明記した文書を添付して明らかにするべきであり、意見書に記載された請求対象外による非公開については、通知書において理由付記しておかなければならないものであって、理由付記に不備があると言わざるを得ない。

(6) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(7) その他

ア 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

イ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

ウ 審査請求人は、反論書の副本の提出を強いられており、かかる対応は行政不服審査法第1条に反する。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部総務部情報管理課）の説明要旨

弁明書及び意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 警部補以下氏名等、本件届出者氏名、本件持出者氏名及び本件使用者氏名（以下、本件持出者氏名及び本件使用者氏名を「本件捜査員氏名」と総称する。）

警部補以下氏名等、本件届出者氏名及び本件捜査員氏名（以下「本件氏名情報」と総称する。）は、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

これらの情報は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、かかる情報は、同号ただし書イに該当しない。

また、かかる情報は、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報、公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る情報、又は人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報には該当しない。

よって、かかる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

イ 本件照会内容

本件照会内容の「氏名照会」欄には特定事件の関係者の氏名及び生年月日、「車両番号照会」欄には特定事件の関係者が所有する車両番号が記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当し、当該情報は、その内容及び性質に鑑みて、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 本件警電番号等

本件警電番号等のうち、警察電話の内線番号は、公開することにより、被疑者等から事務妨害等を目的として特定の内線番号に対する嫌がらせを受け、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等、通信事務の遂行に支障をきたすおそれがあり、また、公用携帯電話番号は、警察業務の遂行に当たり使用されているもので、警察電話の内線番号と同様に、これを公開することにより、被疑者等から事務妨害等を目的として特定の公用携帯電話番号に対する嫌がらせを受け、通常業務における必

要な連絡や突発事案への対応等、通信事務の遂行に支障をきたすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 本件接続先情報

本件接続先情報には、情報管理課の担当者が手書きで記載したIPアドレスの一部が記載されている。

当該IPアドレスは、津久井警察署の捜査本部に電子計算機（公用パソコンをいう。以下同じ。）を持ち込んで使用する捜査員の当該電子計算機に対し付与されるIPアドレスの一部であり、一般に公開しておらず、公開することにより、実施機関内部のネットワーク（以下「内部ネットワーク」という。）構成が明らかとなり、外部からのウィルス感染による電子計算機の破壊、サイバー攻撃による警察情報の漏えい等のおそれもあり、情報セキュリティ対策事務に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 本件捜査員氏名

本件持出者氏名及び本件使用者氏名は、特定事件の捜査に従事する捜査員の氏名である。

捜査員は、被疑者やその関係者からの反発、反感等を招きやすく、その氏名が公開されると個人が特定され、これを知った被疑者の関係者等からいわゆる「お礼参り」という報復その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、当該捜査員本人、ひいてはその家族をも攻撃や嫌がらせの対象にされ、生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性があることから、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

イ 本件警部以上氏名

本件警部以上氏名は、特定事件を主体的に処理し各捜査員を指揮する立場にある捜査主任官の氏名である。

捜査主任官は、被疑者やその関係者からの反発、反感等を招きやすく、その氏名が公開されると個人が特定され、これを知った被疑者の関係者等からいわゆる「お礼参り」という報復その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、当該捜査主任官本人、ひいてはその家族をも攻撃や嫌がらせの対象にされ、生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性があり、又は事件関係者等からの直接又は間接の不当な接触等により、様々な懐柔、干渉を加えられ、捜査に対抗する措置を講じられたりするなど、

犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ウ 本件持出先情報

本件持出先情報は、特定事件捜査に関してデジタルカメラ等を使用する場所を特定していることから、特定事件関係者等による証拠隠滅行為を凶られるおそれがあることから、公開することにより犯罪の予防、捜査及びその後の公訴の維持に重大な支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

エ 本件照会内容及び本件照会種類等

本件照会内容欄には、特定事件の関係者の氏名及び生年月日並びに保有車両の車両番号が記載されるとともに、本件照会種類等欄には、これらを照会するための照会の種類と検索する期間が記載されている。

本件照会内容及び本件照会種類等は、特定事件の関係者に係る重要な捜査情報であるため、かかる情報が公開されれば、捜査の対象者や捜査における着眼点等が推測され、事件の関係者等による捜査妨害、証拠隠滅等の対抗措置が講じられる蓋然性があり、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

本件非公開情報は、前記(1)から(3)までのとおり、条例第5条第1号本文、第4号柱書及び第6号に該当するため、非公開としたものであり、本件非公開情報は、条例第7条を適用してでも公開する公益上の必要は認められない。

(5) 請求対象外について

実施機関の職員は、電子計算機を当該電子計算機が配置された実施機関内の所属から持ち出して使用する場合又は持出期間を変更する場合は、電子計算機持出簿を作成し、運用主任者の持出許可を得ることとなっている。

本件処分に際しては、本件請求があった平成28年9月20日以降において電子計算機の持出先の変更又は持出予定期間の延長のため丙文書に追記された部分を請求対象外としたもので、本件処分の理由に付記する必要はなかったものである。

(6) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

実施機関は、分掌事務として、警察業務における電子計算組織の運用、

データ保護管理及び照会に関する業務を所管している。本件行政文書のうち甲文書、乙文書及び丙文書は、特定事件における捜査本部設置に伴い、捜査員が電子計算機を津久井警察署で使用するため、電子計算機の持ち出しや持出先における内部ネットワークへの接続を管理するため、また、丁文書及び戊文書は、特定事件の捜査に当たり、デジタルカメラを使用する場合に、カメラ本体や記録されたデータの取扱いを適正に管理するためのものであり、いずれも実施機関で保管されていたものである。己文書は、特定事件に係る資料等を作成する必要があったため、情報管理課が警察情報管理システムによる個人情報出力資料の作成依頼を受けて取得し、保管していたものである。

実施機関は、これら以外に本件請求の対象として特定すべき行政文書は、管理していない。

なお、審査請求人は、特定事件発生前からの行政文書を確認すべき旨主張するが、実施機関では特定事件発生前も含め本件請求の対象となる文書の検索を行ったところ、当該行政文書は存在しなかったものである。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

本件行政文書は、前記4(6)に示す経緯により、いずれも特定事件に関連して作成及び取得されたものであると認められ、実施機関が本件行政文書を本件請求に係る対象文書として特定したことは、その分掌事務に照らし妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨を主張するが、当審査会が確認したところ、実施機関は特定事件発生前の文書についても検索を行っていることが認められるため、かかる主張を認めることはできない。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に

係る情報」(同号ただし書ウ)及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については、公開すべき旨規定している。

そこで、本件処分において同号に該当するとされた本件氏名情報及び本件照会内容について、以下、検討する。

ア 本件氏名情報

本件氏名情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であることは明らかである。

よって、これらの情報は、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、本件氏名情報は、法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧若しくは謄本、抄本等の交付が認められている情報、又は神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当しない。また、かかる情報の内容及び性質に鑑みて、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、警部補以下氏名等に含まれる印影について、審査請求人は、前記3(1)アのとおり主張するが、当該印影に係る警察官の所属する部署等とともに記されている以上、姓のみが記された印影であっても、特定の個人を識別され得るものであるから、かかる主張を認めることはできない。

イ 本件照会内容

本件照会内容は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧若しくは謄本、抄本等の交付が認められている情報、又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当しない。また、かかる情報の内容及び性質に鑑みて、同号ただし書ウ及びエに該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とする旨規定している。

そして、同号アからオまでの各規定は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらの事由がある情報のほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた事由がある情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件警電番号等及び本件接続先情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

ア 本件警電番号等

本件警電番号等は、警察業務の遂行に当たり使用されていることが認められる。

警察電話の内線番号を公開すると、被疑者等から事務妨害等を目的として特定の内線番号に対する嫌がらせを受け、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等、通信事務の遂行に支障をきたすおそれがあると認められ、また、公用携帯電話番号は、警察業務の遂行に当たり使用されているもので、警察電話の内線番号と同様に、これを公開することにより、被疑者等から事務妨害等を目的として特定の公用携帯電話番号に対する嫌がらせを受け、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等、通信事務の遂行に支障をきたすおそれがあると認められる。

よって、本件警電番号等は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、前記3(2)アのとおり主張するが、たとえ当該警電番号等がいわゆる司法警察活動にかかわるものでなくとも、警察における電話番号として業務妨害の対象となるおそれがあると認められるため、かかる主張を認めることはできない。

イ 本件接続先情報

本件接続先情報は、情報管理課の担当者が手書きで記載したIPアドレスの一部が記載されていることが認められる。

当該IPアドレスは、津久井警察署の捜査本部に電子計算機を持ち込んで使用する捜査員の当該電子計算機に対し付与されるIPアドレスの一部であり、一般に公開しておらず、公開することにより、内部ネット

ワークの構成が明らかとなり、外部からのウィルス感染による電子計算機の破壊、サイバー攻撃による警察情報の漏えい等のおそれもあり、情報セキュリティ対策事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件接続先情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(4) 条例第5条第6号該当性について

条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は非公開とする旨規定している。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。

そこで、本件捜査員氏名、本件警部以上氏名、本件持出先情報、本件照会内容及び本件照会種類等の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるか否か、以下、検討する。

ア 本件捜査員氏名

本件捜査員氏名について、実施機関は、前記4(3)アのとおり、条例第5条第6号に該当する旨説明するが、かかる情報は、前記(2)アのとおり、同条第1号本文に該当するため、同条第6号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

イ 本件警部以上氏名

本件警部以上氏名は、特定事件を主体的に処理し、各捜査員を指揮する立場にある捜査主任官の氏名であることが認められる。

捜査主任官は、被疑者やその関係者からの反発、反感等を招きやすく、その氏名が公開されると個人が特定され、これを知った被疑者の関係者等からいわゆる「お礼参り」という報復その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、当該捜査主任官本人、ひいてはその家族をも攻撃や嫌がらせの対象にされ、生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性があり、あるいは事件関係者等からの直接又は間接の不当な接触等により、様々な懐柔、干渉を加えられ、捜査に対抗する措置を講じられたりするなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、警部以上の氏名であっても、これを公開することにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる

ため、条例第5条第6号に該当すると判断する。

ウ 本件持出先情報について

本件持出先情報は、特定事件捜査に関してデジタルカメラ等を使用する場所を特定しているため、特定事件関係者等による証拠隠滅行為を図られるおそれがあることから、公開することにより犯罪の予防、捜査及びその後の公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件持出先情報は、これを公開することにより、犯罪の予防、捜査及びその後の公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められるため、条例第5条第6号に該当すると判断する。

エ 本件照会内容及び本件照会種類等について

本件照会内容及び本件照会種類等は、特定事件の関係者に係る重要な捜査情報であるため、かかる情報が公開されれば、捜査の対象者や捜査における着眼点等が推測され、事件の関係者等による捜査妨害、証拠隠滅等の対抗措置が講じられる蓋然性が高く、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件照会内容及び本件照会種類等は、これを公開することにより、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められるため、条例第5条第6号に該当すると判断する。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる」旨規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であり、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による人の生命、身体などの保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要があり、かつ、かかる公益が、公開しないことにより保護される権利利益を特に上回る場合をいうと解される。

イ これを本件についてみると、本件非公開情報を公開したとしても、そのような社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めるのは、困難であると言わざるを得ない。

よって、本件非公開情報は、条例第7条を適用してまで公開する公益

上の必要があるとは認められず、実施機関が、同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(6) 請求対象外

審査請求人は、「実施機関から請求対象外として非公開とされた情報について弁明されていない。本件請求とは別件で使用等されたのであれば、無関係である旨を明記した文書を添付して明らかにするべきであり、理由付記に不備がある」旨主張するが、本件処分に際して実施機関は、本件請求があった平成 28 年 9 月 20 日以降において丙文書に追記された部分を請求対象外とし、本件処分の理由に付記する必要はないと判断したものであり、その対応に不適切な点はないものと認められるため、かかる主張を認めることはできない。

(7) その他

審査請求人は、前記 3 (7) のとおり、情報公開制度の運用の仕方に関しても種々主張している。

しかしながら、附属機関の設置に関する条例の別表は、当審査会の所掌事項を「条例第 10 条第 1 項に規定する諾否決定若しくは条例第 5 条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第 26 条第 5 項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第 5 条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第 3 条第 1 項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の主張は、情報公開制度の事務処理に関する事項に留まり、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、審査請求人のいずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 2 月 16 日	○ 諮問
令和元年 9 月 30 日 (第 192 回部会)	○ 審議
10 月 18 日 (第 193 回部会)	○ 審議
11 月 22 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
11 月 25 日 (第 194 回部会)	○ 審議
12 月 2 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
12 月 25 日 (第 195 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板垣 勝彦	横浜国立大大学院准教授	
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
柿崎 環	明治大学教授	部 会 員
田村 達久	早稲田大学教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
常岡 孝好	学習院大学教授	会 長
遠矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀内 かおる	横浜国立大学教授	

(令和2年2月21日現在) (五十音順)